

船舶事故調査報告書

令和3年10月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	遊泳者負傷
発生日時	令和3年3月24日 13時30分ごろ
発生場所	鹿児島県瀬戸内町加計呂麻島西方の夕離南方沖 オネン埼灯台から真方位225° 7.2海里付近 (概位 北緯28° 07.2′ 東経129° 09.1′)
事故の概要	小型兼用船ゴリマリンⅢは、船外機を後進として待機中、船外機のスクリューが遊泳者と接触し、遊泳者1人が負傷した。
事故調査の経過	令和3年3月30日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	小型兼用船 ゴリマリンⅢ、4.8トン KG3-36938（漁船登録番号）、個人所有 第295-47755号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（遊泳者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東～東南東、風力 4、視界 良好 海象：海上 風浪階級3、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長及び乗組員1人が乗り組み、引率者2人のほかシュノーケリングツアー客10人を乗せ、加計呂麻島西方の水深約25mの夕離南方沖で、船長が船尾を風上に向け、風に流されないよう船外機を後進として待機していたところ、同ツアー客のうち1人（以下「遊泳者」という。）が左舷船尾端からエントリーした直後、船外機のスクリューが遊泳者の左膝上部に接触した。 遊泳者は、左膝上部に切り傷を負った。
分析	本船は、風によってやや波が発生している状況下、船長が船外機を後進として待機していたことから、遊泳者がエントリーした直後、船外機のスクリューが遊泳者と接触し、遊泳者が負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、風によってやや波が発生している状況下、船長が船外機を後進として待機していたため、遊泳者がエントリーした直後、船外機のスクリューが遊泳者と接触し、遊泳者が負傷したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、乗客がエントリーする際、船外機の運転を停止すること。

	<ul style="list-style-type: none">・ 船長は、風浪が発生している状況において、シュノーケリングの実施を慎重に判断すること。・ 船長は、シュノーケリングを実施する際、船外機の至近となる船尾端からシュノーケリングツアー客がエントリーしないよう注意すること。
--	--